

健 発 1024 第 1 号  
令和 4 年 10 月 24 日

各 ( 都道府県知事  
市 町 村 長  
特 別 区 長 ) 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 150 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準に関する事項として、以下を追加する。

症状	期間
熱性けいれん	7 日

第二 施行期日

公布の日（令和 4 年 10 月 24 日）